

自動販売機設置者の募集に係る仕様書

1 設置場所等

募集する自動販売機の設置場所、台数及び種類は、次のとおりとする。

物件番号	設置場所	台数	設置面積	年間想定売上本数	種類
①	石越定住促進住宅（管理事務所脇（屋外））	1	0.84 m ² （幅 1.2m×奥行 0.7m）	4,080 本	清涼飲料水の自動販売機かつ災害救援対応型の自動販売機
②	中田農村環境改善センター（1階ロビー）	1	1.17 m ² （幅 1.3m×奥行 0.9m）	828 本	
③	中田生涯学習センター（屋外）	1	0.97 m ² （幅 1.1m×奥行 0.8m）	2,676 本	
④	消防防災センター（ロビー）	1	1.17 m ² （幅 1.3m×奥行 0.9m）	3,000 本	
⑤	新クリーンセンター（屋外）	1	1.20 m ² （幅 1.2m×奥行 1.0m）	2,136 本	
⑥	新クリーンセンター（屋内）	1	1.20 m ² （幅 1.2m×奥行 1.0m）	2,052 本	

※1 設置場所については別紙配置図のとおり。

※2 配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の状況については、直接調査・確認の上、お申込みください。

2 設置期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

3 設置料金

(1) 設置料金は、自動販売機の売上高（消費税及び地方消費税含む）に8%（屋外設置物件のみ。屋内設置物件は8.8%）を乗じて得た金額とする。

(2) 自動販売機の設置に係る電気料は、設置者の負担とする。

(3) 設置料は、施設管理者の発行する納入通知書により、市が指定する期日まで納入すること。

4 申込み方法

公募参加申込書類を令和6年3月12日（火）午後5時までに登米市総務部総務課に持参又は郵送（必着）すること。

5 公募参加申込書類

設置希望者は、以下の書類により申込みすること。

No.	提出書類	備考
1	公募参加申込書	・様式第1号
2	登記事項証明書 （法人の申請のみ・写し可）	・法務局で発行する「履歴事項全部証明書」 又は「現在事項全部証明書」 ・提出する3ヶ月以内に発行されたもの

3	身分証明書（個人の申請のみ）	・市町村で発行したもの
4	国、県及び市税の納税証明書	・国、県及び市税の滞納がないことを証明する書類（未納がないことの証明書可）
5	使用許可書又は契約書の写し	・国及び地方公共団体との許可書等がある場合はその書類（無い場合は民間との契約書等の写し） ・2年以上の実績が確認できる書類
6	更正手続又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類	・更正手続又は再生手続開始の決定を受けた者が申請する場合のみ提出 ・裁判所で発行するもの
7	自動販売機の機械仕様書	・設置面積及び定格消費電力等の自動販売機の仕様が確認できるもの

6 抽選による設置者の決定

設置希望者が公募台数を超える施設については、次の日時及び場所において抽選を行い、設置者を決定する。

(1) 抽選会日時 令和6年3月18日(月)

抽選順序	設置場所	開始時刻
1	石越定住促進住宅（管理事務所脇（屋外））	午前10時00分
2	中田農村環境改善センター（1階ロビー）	午前10時05分
3	中田生涯学習センター（屋外）	午前10時10分
4	消防防災センター（ロビー）	午前10時15分
5	新クリーンセンター（屋外）	午前10時20分
6	新クリーンセンター（屋内）	午前10時25分

(2) 開催場所 登米市役所迫庁舎1階 会議室

7 自動販売機の機能に関する事項

- (1) 設置する自動販売機には、販売し管理するものの会社名又は管理社名を必ず明記すること。
- (2) 自動販売機の機種は、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号））に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい機種であるとともに、学習省エネ機能及びピークカット機能並びにヒートポンプ式など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種であること。
- (3) 自動販売機の冷媒には、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）及びハイドロフルオレフィン（HF01234yf）など、地球温暖化係数の低い冷媒を採用すること。
- (4) 自動販売機の機種は、災害発生時など停電が発生した場合に、非常用電源（バッテリー）により、必要な電力を供給して自動販売機内の商品を出すことができる機種であること。
- (5) 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。

- (6) 自動販売機を据付ける場合は、自動販売機据付基準（日本工業規格）及び自動販売機据付規準（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、転倒防止措置を講ずること。

8 自動販売機の設置及び管理運営に係る事項

- (1) 自動販売機を搬入する際は、来庁者及び利用者の支障とならないように、安全対策等に配慮すること。また、自動販売機の設置等に必要な資材は、設置者が用意すること。
- (2) 自動販売機が故障したときは、直ちに修理等の対応を行うこと。
- (3) 販売品の補充、金銭管理を適切に行い、トラブルの防止に努めること。
- (4) 販売品の賞味期限の管理を徹底すること。
- (5) 自動販売機の設置者は、空き缶及びペットボトルの回収箱を設置し、定期的にこれらの回収を行うこと。
- (6) 自動販売機の設置に係る電気料は、自動販売機設置者公募要領第8条に掲げる方法により、実費を徴収します。
- (7) 販売商品の価格は標準販売価格以下とすること。

9 その他

- (1) 自動販売機の設置者は、設置した自動販売機の売上に係る報告書を、四半期ごとに取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに施設管理者に提出すること。
- (2) 申込みする際は、自動販売機設置者公募要領の資格要件等を確認したうえで申込みすること。
- (3) 自動販売機の設置者決定後、設置者は市に行政財産借受申請書を提出し、市と賃貸借契約書を締結します。

10 問合せ先

登米市総務部総務課財産係（登米市役所迫庁舎2階）

TEL：0220-22-2091

FAX：0220-22-3328

E-mail：somu-somu@city.tome.miyagi.jp